

医政発 0809 第 11 号

医政発 0809 第 12 号

平成 22 年 8 月 9 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「大学病院と共同して歯科医師の臨床研修を行う臨床研修施設の特例について」及び「歯科医師の臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について」の一部改正について

先般、歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令(平成22年厚生労働省令第68号)の施行については、歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行についての一部改正について(平成22年6月4日付け医政発0604第1号)により通知したところであるが、今般、別添のとおり、「大学病院と共同して歯科医師の臨床研修を行う臨床研修施設の特例について」(平成17年7月29日付け医政発0729004号の1)及び「歯科医師の臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について」(平成17年7月29日付け医政発0729004号の2)の一部を改正し、平成22年8月9日より適用することとしたので、貴職におかれても、改正の内容について御了知の上、貴官内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。